平成２２年（フ）第２８７２号
大阪府東大阪市下小阪５丁目５番24―601号
債務者　長谷川惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９００号
大阪市旭区中宮１丁目７番15号シャロンハイツ403
債務者　石塚　政信
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９５号
大阪府東大阪市高井田28番11―503号
債務者　小池　芳孝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１０号
大阪市西成区花園北１丁目７番14―807号
債務者　碓氷　慶子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１４号
大阪市都島区都島本通５丁目10番28―302号
債務者　山根　麻貴
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１６号
大阪府八尾市西山本町４丁目13番12号こだまマンション301号
債務者　式田　和啓
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７４号
大阪市城東区放出西２丁目13番22号
債務者　嶋田　一平
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９１号
大阪府守口市佐太中町６丁目29番９号
債務者　三宅　清隆
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２６号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目４番２―901号
債務者　吉栖　一博
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２７号
大阪府八尾市萱振町５丁目15番地の９
債務者　後藤　秀徳
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２９号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　坂尾　年則
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１３３号
大阪市東成区大今里南４丁目９番６―611号
債務者　橋本亜佐美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４３号
大阪府東大阪市吉田３丁目８番14号
債務者　喜多　勝毅
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４５号
大阪府大東市朋来２丁目13番502号
債務者　伊藤　美和
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４７号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―618号
債務者　木下　清江（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１４８号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番135―501号
債務者　岡田　　暁
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５０号
大阪府茨木市水尾３丁目16番608号
債務者　松田　洋介
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５４号
大阪府高槻市宮野町16番３号
債務者　山本伊都美（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１６１号
大阪府東大阪市下小阪１丁目17番26号
債務者　松田　克美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部